



業務改善計画の 進捗状況について

(令和7年9月末基準)

いわき信用組合

旧経営陣が引き起こしました一連の不祥事件により、組合員並びにお客様、地域の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

当信用組合は、旧経営陣が長年にわたり引き起こしてきた一連の不祥事件により、令和7年5月29日に東北財務局より業務改善命令を受けました。

当信用組合では、6月13日に発足した新経営体制のもとで策定した業務改善計画を6月30日に東北財務局に提出し、現在、経営管理態勢（ガバナンス）、法令等遵守態勢（コンプライアンス）、内部管理態勢、内部監査態勢等の強化・充実に向け、役職員一丸となって取り組んでいるところであります。

今般、1回目の業務改善計画の進捗状況に関する報告書を東北財務局に提出いたしましたので、その内容についてご報告させていただきます。

また、特別調査委員会による調査が終了し、令和7年10月31日に同委員会より調査報告書を受領いたしました。同委員会による調査等の結果、既に判明しておりました一連の不祥事件に関する新たな事実のほか、旧経営陣による他の不祥事件等の存在が新たに判明いたしました。

社会的・公共的役割を担い、より高いコンプライアンス意識をもって経営にあたるべき金融機関の役員が、社会人としてあるまじき多くの不祥事件を引き起こしたことを厳粛に受け止め、深く反省するとともに、組合員並びにお客様、地域の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを重ねまして心よりお詫び申し上げます。

当信用組合は、本年6月に発足した新経営体制のもと、業務改善計画に基づきガバナンス態勢、コンプライアンス態勢等の改善を進めるとともに、第三者委員会及び特別調査委員会より提言していただきました再発防止策等を着実に実行し、不祥事件等を二度と引き起こすことのないよう、役職員一丸となって取り組んでまいります。

いわき信用組合

理事長 金 成 茂

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

1. 一連の不祥事件の発生、経営陣による長期に亘る隠蔽
及び当局への事実と異なる報告に関する経営責任の明確化（責任追及を含む） . . . 1

2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立
（第三者により検証する態勢の整備を含む） . . . 2

3. 全組合的な法令等遵守態勢の確立
（コンプライアンス意識が欠如した企業風土の改善を含む役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底） . . . 7

4. 内部管理態勢の確立
（融資管理態勢の確立、厳正な事務処理の徹底及び相互牽制態勢の確立） . . . 8

5. 内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保 . . . 9

II 承諾を得ずに開設された口座の名義人等に対する丁寧な説明の実施

承諾を得ずに開設された口座（無断借名融資）の名義人又はそのご家族への説明と謝罪の実施 . . . 10

III 一連の不祥事件の更なる事実関係の精査及び真相究明の徹底

外部機関による継続調査の実施（特別調査委員会による調査結果等） . . . 11

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

1. 一連の不祥事件の発生、経営陣による長期に亘る隠蔽 及び当局への事実と異なる報告に関する経営責任の明確化（責任追及を含む）

これまでの主な取組み状況（～令和7年9月末）

- 旧経営陣に対する役員退任慰労金の不支給及び返還請求
 - ・ 一連の不祥事件に関与したことを理由に、令和6年11月以降辞任した前会長ほか常勤役員7名については、役員退任慰労金を不支給といたしました。また、一連の不祥事件に関与していたその他の旧経営陣（12名）につきましても、弁護士に依頼し支給済の役員退任慰労金の返還請求に向けた手続を進めております。
 - 旧経営陣に対する民事責任の追及
 - ・ 一連の不祥事件に関与していた旧経営陣については、弁護士に依頼し民事訴訟の提訴（善管注意義務違反に基づく損害賠償請求等）の準備を進めております。
 - 旧経営陣に対する刑事責任の追及
 - ・ 一連の不祥事件に関与していた旧経営陣については、弁護士に依頼し刑事告訴の準備を進めており、既に捜査当局にも相談しております。
- ※ なお、当信用組合が令和7年6月30日に設置した特別調査委員会の調査結果報告書（令和7年10月31日受領）により新たに判明した不祥事件等につきましても、弁護士と協議のうえ、旧経営陣に対する民事責任・刑事責任の追及を行ってまいります。

2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（1） （第三者により検証する態勢の整備を含む）

これまでの主な取組み状況（～令和7年9月末）

- 会長制の廃止と常勤役員の定年制の厳格運用等
 - ・ 経営トップ主導により一連の不祥事件を引き起こしたことを踏まえ、経営トップの在任期間の長期化防止に向け、会長制の廃止（令和7年7月定款変更）、常勤役員の定年の例外規定の廃止（令和7年10月施行）を実施しました。
 - ・ また、理事長（経営トップ）の在任期間を6年に制限することについては、より厳格な運用とするため定款に明記するよう手続を進めております（令和8年6月開催予定の通常総代会に上程予定）。
- 理事定数の削減、常務理事の外部招聘、非常勤理事の増員
 - ・ 常勤理事数を3名削減する一方で、非常勤理事を1名増員して外部の声をより経営に反映させる体制を構築いたしました（令和7年6月より常勤理事5名、非常勤理事4名体制）。
 - ・ なお、常務理事は信用組合の系統中央機関である全国信用協同組合連合会から招聘（コンプライアンス部門等担当）し、非常勤理事には新たに有識者2名（公認会計士、中小企業診断士・社会保険労務士）を招聘いたしました（令和7年6月）。
- 経営トップによるトップダウン体制の再発防止の徹底
 - ・ 令和7年6月発足の新経営体制では、重要事項を協議する常務会（常勤理事、常勤監事、執行役員、本部部長で構成）において、自由闊達で深度ある議論が行われるよう、丁寧かつ詳細な議案説明の徹底と心理的安全性の確保に留意した会議環境の構築に努めております。
 - ・ 常勤理事・常勤監事・執行役員・本部部長間の情報共有・意見交換を目的に開催する朝会について、開催目的（朝会は議決機関ではないこと）や運営ルール等を明確にするため朝会運営規程を制定しました（令和7年8月）。

2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（2） （第三者により検証する態勢の整備を含む）

これまでの主な取組み状況（～令和7年9月末）

- 適切な理事会運営体制の確立
 - ・ 新経営体制発足以降の理事会では、非常勤理事・非常勤監事に対して丁寧かつ詳細な議案説明と発言を求めることを徹底しており、役員間において自由闊達で深度ある議論を行ったうえで議決を行っております。
- 監事による経営監視機能の強化
 - ・ 常勤監事と非常勤監事間の連携強化のため、常勤監事が定期的に実施する各部店への監事監査に非常勤監事が一部同行することとなりました（令和7年8月監事会で決定）。
 - ・ 監事と内部監査部門（監査部）との連携強化のため、定期的なミーティング実施のほか、監査部による各部店への監査に常勤監事が同行することとしました（令和7年7月より実施）。
 - ・ また、監事の機能強化に向け全国信用協同組合連合会による指導・サポートも適宜受けております。
- コンプライアンス委員会の見直し等
 - ・ これまで形式的な開催となっていた委員会については、全組織的なコンプライアンスへの取組み状況等を管理・報告する態勢構築に努めておりますが、現在、委員会の運営を含む法令等遵守態勢全般（経営トップのコンプライアンスに対する姿勢と対応、管理態勢、職員への教育・啓蒙態勢等）について再検証・見直しを行っており、他金融機関の好事例も積極的に導入することも進めております。
- 経営懇話会の設置に向けた対応
 - ・ 当信用組合の経営に総代のご意見や知見をより反映していくために設置予定の経営懇話会については、令和7年度内の設置に向けてメンバーの人選等の準備を進めております。

2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（3） （第三者により検証する態勢の整備を含む）

これまでの主な取組み状況（～令和7年9月末）

○ 経営監視委員会の設置・開催

- ・ 当信用組合では、理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立に向け、①理事会による執行部への監督・牽制、②監事会又は監事による執行部及び理事会への監視・牽制、③執行部（常勤理事）による業務執行状況等について、中立性のもと多面的な視点から検証・評価するほか、必要な指導・提言を行う経営監視委員会を設置、第1回目の経営監視委員会を令和7年9月30日に開催いたしました。

（経営監視委員会の概要、第1回経営監視委員会の開催概要につきましては本資料5，6ページをご覧ください）

【経営監視委員会 委員】

（委員長）大野 徹也 氏 [弁護士、公認不正検査士、公認AML（アンチ・マネー・ロンダリング）スペシャリスト 等]

松本 三加 氏 [弁護士、元 福島県弁護士会副会長、

元 (株)大東銀行監査役、元 同行社外取締役（監査等委員、指名報酬委員長）等]

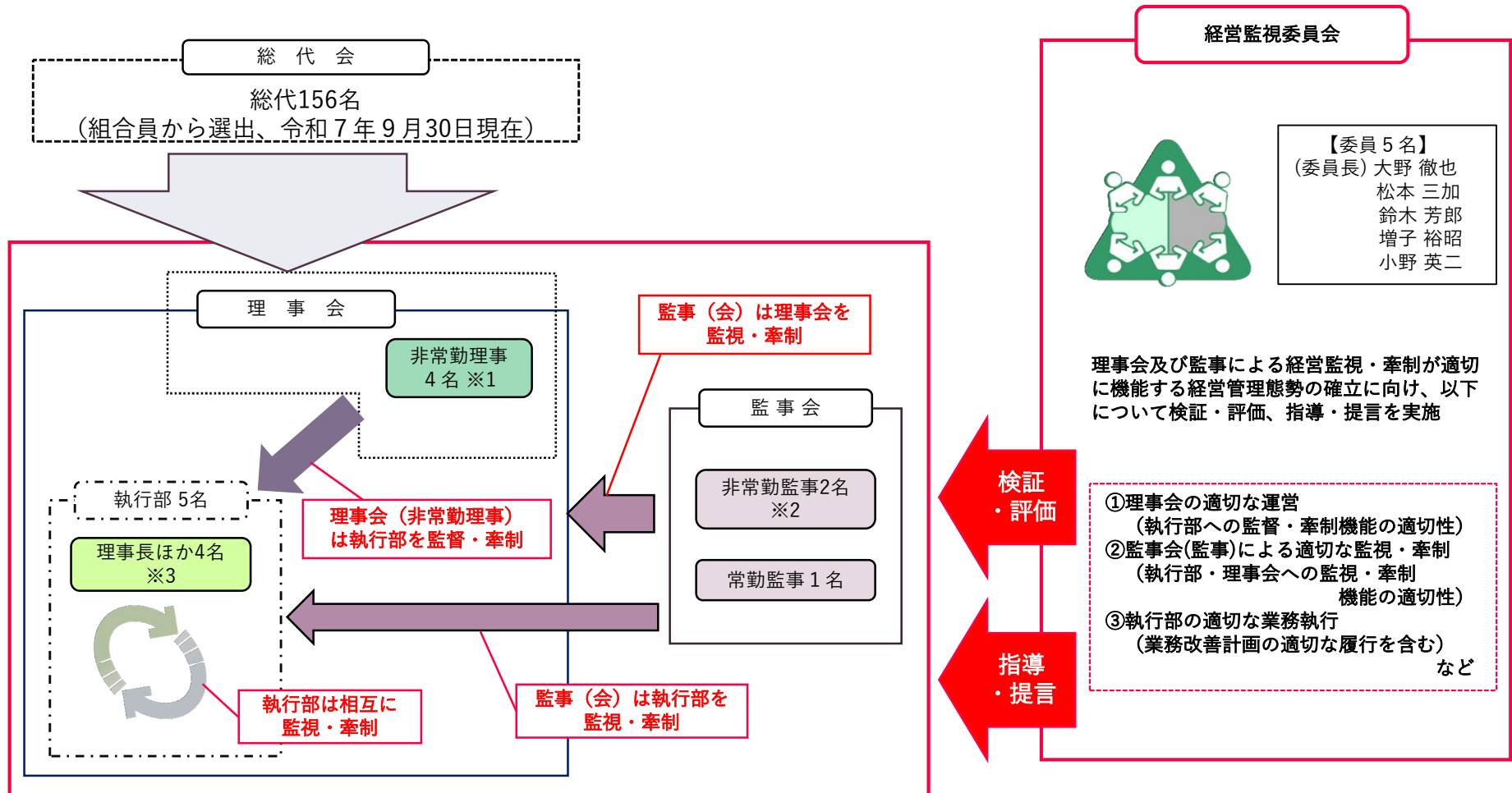
鈴木 芳郎 氏 [公認会計士、(株)ハニーズホールディングス取締役（監査等委員）]

増子 裕昭 氏 [前 いわき市代表監査委員]

小野 英二 氏 [いわき商工会議所専務理事]

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

【経営監視委員会について（概要図）】



※1. 非常勤理事 4名 (企業経営者 2名、公認会計士、社会保険労務士・中小企業診断士)

※2. 非常勤監事 2名 (弁護士、司法書士)

※3. 理事長、常務理事 2名、常勤理事 2名

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

第1回 経営監視委員会（令和7年9月30日開催）

（1）委員会の開催結果（概要）

- ・ 当委員会の委員長について、委員の協議により大野委員が委員長に選出されました。
- ・ 理事長及び事務局より、当委員会の役割・権限、当信用組合の現状（令和7年5月30日に公表した一連の不祥事件に関する第三者委員会調査結果、業務改善命令とその進捗状況 等）について報告いたしました。
- ・ 委員会による今後の当信用組合の経営の監視・指導の具体的な方法について、議論が行われました。委員会から、委員会の目的を達成するために必要となる重要会議への傍聴等について調整を実施するよう要請を受けましたので、当信用組合としてこれに対応してまいります。

（2）各委員からの主な意見・提言（概要）

- ・ 各委員には、それぞれが持つ専門性（弁護士、公認会計士、行政、商工会議所）の目で、信用組合の経営をチェックしてもらい、そのうえで各委員からの意見を集約していく方法が考えられる。
- ・ 弁護士・公認会計士の委員には、組合経営を鋭い目でチェックして問題点を指摘してもらう、また行政・商工会議所からの委員には、市民の目・地元経済界の目をもって、市民からの信頼回復や地域経済への貢献（創業支援等）を切り口として検証してもらう方法も考えられる。
- ・ 委員会が、経営監視という目的を達成するためには、理事会、常務会、監事会等の重要会議の審議状況を具体的に把握することが必要不可欠である。そこで、委員会として、重要会議について、議事録の閲覧、会議の傍聴あるいは録画視聴による検証を行うこととしたい。また、非常勤役員による監視状況の把握も重要であるので、経営陣のみならず、非常勤役員へのヒアリング機会も設けていく必要がある。
- ・ 委員会が経営監視という役割を果たす前提として、組合における意思決定過程がきちんと記録に残されることが必要であるので、詳細な議事録の作成等、励行していただきたい。
- ・ 今後の不祥事件の再発防止策は重要な課題であるが、新たに不祥事件が発生した際に対応する体制の構築も重要であり、今後検証が必要である。

（3）次回委員会の開催予定

- ・ 令和7年12月下旬を目途に開催予定。

3. 全組合理的な法令等遵守態勢の確立

(コンプライアンス意識が欠如した企業風土の改善を含む役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底)

これまでの主な取組み状況 (～令和7年9月末)

- 法令等遵守態勢全般の再検証と見直し
 - ・ 法令等遵守態勢全般（経営トップのコンプライアンスに対する姿勢と対応、管理態勢、職員への教育・啓蒙態勢等）については、再検証・見直しを実施しており、全国信用協同組合連合会からの指導・助言も受けつつ、他金融機関の好事例も積極的に導入することも進めております。
- 企業風土の改革等に向けた若手・中堅職員による「いわしん再生・改革プロジェクト」の始動
 - ・ 同プロジェクトの始動にあたっては、全職員を対象にメンバーを募集したところ19名（年齢22歳～41歳、男性14名・女性5名）の応募があり、令和7年7月から19名のメンバーでスタートいたしました。
 - ・ 各メンバーは、企業風土改革のほか業務面における改善等に向けた課題（目指すべきゴール）を設定、その内容に応じて4チーム（下表）に分かれて経営陣に向けた提案書の策定を進めております。

チーム1（企業風土①、4名）	チーム2（企業風土②、5名）	チーム3（業務体制、5名）	チーム4（融資営業、5名）
・ 常軌を逸した組織風土の改革 ・ コンプライアンス体制の整備	・ 心理的安全性の確保	・ 業務の効率化を図り、限られた人員・体制で顧客第一を実践できる仕組みづくり	・ 融資について相談できる関係・体制づくり

- 役職員が安心かつ躊躇なく相談・通報できる体制構築
 - ・ 内部通報・相談窓口については、顧問弁護士のほか、新たに全国信用協同組合連合会から招聘した常務理事、監査部長に加え、女性職員等がより相談しやすいよう本部の女性職員2名も窓口指定しております（令和7年6月）。

4. 内部管理態勢の確立

(融資管理態勢の確立、厳正な事務処理の徹底及び相互牽制態勢の確立)

これまでの主な取組み状況（～令和7年9月末）

- 適正な融資審査と決裁手続の実施（大口融資の取扱い等）
 - ・ 大口融資（融資申込額1億円以上）案件の実行にあたっては、理事会での決議を義務付けるよう規程（信用リスク管理規程、融資決裁権限）を改正し、常務会及び理事会において厳正に審議したうえで実行の可否を決定しております（令和7年7月）。
 - ・ 既存の大口融資先の管理においては、特定の融資先への取引偏重を回避する観点から、与信管理委員会での業況報告及び対応方針の議論を経て、常務会及び理事会に上程（報告、協議）しております。
- 無断借名融資の再発防止策（融資実行後の債務者への実行案内の外部委託・郵送化）
 - ・ 融資実行後、お客様にお渡しする融資返済予定表等について、令和7年9月発送分より株式会社信組情報サービスに外部委託のうえ一律郵送する取扱いに変更いたしました（証書貸付・代理貸付の返済予定表（融資実行通知書を含む）及び手形貸付の期日到来案内が対象）。
- 内部管理態勢の強化に向けた対応
 - ・ 全国信用協同組合連合会による指導・助言も受けながら、鍵管理体制や文書管理体制についても全面的な見直しを進めております。（関係規程の全面改正、最新の鍵管理機の一斉導入 等）

5. 内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保

これまでの主な取組み状況（～令和7年9月末）

- 監査部監査の実施時期・実施頻度の見直し
 - ・ これまでの監査部監査は、過去の監査実施時期とほぼ同時期に実施していたため、令和7年度より、前年度監査で評価の低い店舗や指摘事項の多い店舗を優先して実施する方針に変更する等により、実施時期・頻度を変則的に行うよう変更いたしました。
- 監査部監査の監査内容及び監査方法の見直し
 - ・ 監査部監査では、一連の不祥事件を踏まえ、今後は形式的な監査とならないよう、実査における印章・オペレーションカードの保管・管理状況の検証と適切な管理に向けた指導を徹底し、また防犯カメラの映像確認の徹底やATM・金庫・貸金庫・夜間金庫に係る業務において内規に則った対応を行っているか（複数の職員で対応しているか等）の検証等も実施しております。
 - ・ また、監査部監査に際しては、当該部店の職員に不祥事案等に関するアンケート（職員自身についての質問10問、本人以外の上司・同僚・部下に関する質問10問／無記名式）も実施しております。
- 内部監査態勢の改善・強化に向けた対応
 - ・ 内部監査態勢の改善・強化に向け、全国信用協同組合連合会による継続的な指導・助言も受けながら態勢の検証と見直しを進めております。

Ⅱ 承諾を得ずに開設された口座の名義人等に対する丁寧な説明の実施

承諾を得ずに開設された口座（無断借名融資）の名義人又はそのご家族への説明と謝罪の実施

- 
- ・ 第三者委員会の調査及び新経営体制における追加調査により判明した、ご本人の承諾を得ずに開設された口座（無断借名融資）の名義人又はそのご家族の皆さまには、理事長以下役職員が個別に訪問させていただき、一連の経緯のご説明と謝罪をさせていただきました。
 - ・ また、訪問させていただいたものの、ご家族を含め転居先不明等により直接お会いしてお詫び申しあげることができなかった方には、お詫びの文書をお送りさせていただきましたが、今後、所在情報等を把握することができ次第、改めてご連絡させていただきます。
 - ・ 今般、無断借名融資先への謝罪訪問をさせていただいたこと、特別調査委員会による調査も終了しましたことを踏まえ、後日、全てのお取引先の皆さまに書面をもって改めてお詫びさせていただきます。
 - ・ 当信用組合では、金融機関としてあるまじき行為を二度と引き起こすことのないよう、役職員一同、無断借名融資の再発防止に努めてまいります。

※ 無断借名融資の名義人の方につきまして、第三者委員会の調査報告書では263先（X 1 グループ※の迂回融資先のペーパーカンパニー3社を含む）とされておりましたが、新経営体制における再調査等により、無断借名融資の名義人の方の数は242先（X 1 グループの迂回融資先のペーパーカンパニー3社を除く）であることを確認いたしました。

Ⅲ 一連の不祥事件の更なる事実関係の精査及び真相究明の徹底

外部機関による継続調査の実施

(特別調査委員会による調査結果等)

- ・ 当信用組合は、令和7年6月13日に発足した新経営体制のもと、一連の不祥事件の更なる事実関係の精査及び真相究明の徹底に向け、外部専門家による独立した継続調査を実施するための特別調査委員会を設置いたしました。
(詳細は、当信用組合ホームページ令和7年6月30日付「特別調査委員会の設置について」をご覧ください。)
- 【特別調査委員会への調査依頼事項】
 1. 不正融資事案(第三者委員会調査報告書の「甲事案」)の追加調査
 2. その他の不正行為の追加調査
 3. 1. 及び2. の調査結果による当組合計算書類への影響額の算定
 4. その他特別調査委員会が必要と認めた事項
 5. 1. ないし4. を踏まえた、追加的な原因分析及び再発防止策の提言
- ・ 今般、特別調査委員会による調査が終了し、令和7年10月31日に同委員会より調査報告書を受領いたしました。同委員会による調査の結果、既に判明しておりました一連の不祥事件(詳細は、当信用組合ホームページ令和7年5月30日付「第三者委員会調査結果報告書」をご覧ください。)に関する新たな事実のほか、旧経営陣らが反社会的勢力に該当する先に資金提供を行っていたなど等の事実が新たに判明いたしました。
- ・ また、特別調査委員会による調査のほか、当信用組合自身で実施した内部調査におきましても、特別調査委員会の調査で判明した事案とは別の旧経営陣らによる不祥事件等が判明いたしました。
- ・ 社会的・公共的役割を担い、より高いコンプライアンス意識をもって経営にあたるべき金融機関の役員が、社会人としてあるまじき多くの不祥事件を引き起こしましたことを厳粛に受け止め、役職員一同深く反省し、組合員並びにお客様、地域の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

※ 調査結果の概要及び詳細につきましては、当信用組合ホームページに令和7年10月31日掲載いたしました「特別調査委員会の調査等により判明した不祥事件について」、「特別調査委員会調査報告書」をご覧ください。